

相続ってどう準備 すればいいの？

第8回

来るべき相続への準備 ー遺言書の書き方①ー

2024.3.7

小川FP・行政書士事務所

あいちライフサイクルマネー

小川 佳宏

遺言書をお父さんに書いてほしいけど。

そろそろお父さんに遺言書を書いておいてほしいと思うけど、何かいい方法ない？



そうですね。ご家族が仲がよくても、もめないとは限らないので、きちんと元気な間に準備をしておいてもらう必要があるわよ。認知症にでもなったら大変。また、特定の相続人に全部相続させるという遺言書を書くと、相続開始、又は遺留分の侵害を知った時から1年間「遺留分侵害請求権」と言って、もらえない法定相続人から、法定相続分の1/2(または1/3)侵害額請求されて現金で支払うことになるので、注意してね。



書いてほしいけどきっかけがね。どうすればいい？



相続や生前贈与のセミナーに誘ってみたらどう。証券会社や銀行もたまにやっているし、探せばどこかでセミナーやっていると思うわ。相続プロセス全体や大まかな相続税額を知ると対策が立てやすいわよ。



そうですね、それはいいわね。早速、自分でもネットで調べて、相続について勉強しよっと。



男の人の中には、まだまだ俺は大丈夫だよっていうけど、そういう人にこそ、きちんと相続の意味と自分の考えを家族に知ってもらったりするいい機会と思うわ。相続税がかかるほどの資産がない場合でも、争族をさけるために遺言書って大事よ。遺産総額が5000万円以下の訴訟割合が75%を超えているそうよ。



遺言書をお父さんに書いてほしいけど。

あら、そうなの。お父さん、どこに何を持っているのか私には一切言わないからわからないわ。

それはリスクが大きいわよ。故人の財産調査は本当に大変だから、きちんと紙に書いておいてもらわないといけないわよ。これで時間がかかると葬儀、49日とか行事の後で、ご主人に大きな借金とかあれば3か月以内に相続放棄、10か月の申告期限、スケジュールが大変よ。

そうね、まずはきっかけを作るわ。ところで、遺言書ってどうやって書くの。何か民法が変わったって聞いたけど。

よく利用されるのは、自筆証書遺言と公正証書遺言の2つ。自筆は自分で書いて日付け、署名、捺印が必要よ。民法改正があって2019.1.13から財産目録はパソコン作成や登記簿謄本や通帳、残高証明のコピーに、自筆署名、捺印をして添付してもいいのでも実際、遺言書の準備をしている人の割合って年代にもよるけど2018年法務省の55歳以上の調査では全体では3.7%だそうよ。

そんなに少ないの。でも制度が緩和されて便利そうね。自筆で全部記入するのも負荷が大きいわ。緩和されてよかったわ。お父さんも作成しやすくなったわ。公正証書遺言ってのは何？

公証人役場で公証人に口述筆記してもらおう方法で、証人2人と費用がかかるわ。相続人一人ひとりの相続金額によって決まっているのよ。でも、記載要件不備で無効にならないし、役場で遺言書を預かってもらえるの。



遺言書をお父さんに書いてほしいけど。

証人2人いるの。結構、面倒ね。費用はともかく仕方ないけど。



公正証書遺言だと検認が不要になるのは便利よ。検認とは自筆証書遺言を自宅等で見つけた時に開封せずに家庭裁判所にもって遺言書の存在を証明してもらうの。



検認？ そんな手続があるの？面倒ね。



公正証書遺言では検認は不要よ。また、自筆証書遺言でも2020.7.10から始まった法務局での遺言書の保管制度を利用すれば、検認は不要よ。



そんな便利な制度が開始されたの。



そう。遺言書の改ざんや紛失の対策として新しい制度よ。利用を検討する価値があると思うわ。法務局の手数料は3900円よ。それで形式面で有効な遺言を残せるのよ。



遺言書をお父さんに書いてほしいけど。

いろいろ便利になっているのね。まずは、お父さんの財産のありかからきちんと聞いて、相続税がかかるのか、何か対策ができるのか、全体を考えたいのよ。



そうね。それまでに家族できちんと話し合っただけで相続財産を計画的に減らしておくといいわよ。自宅の小規模宅地の評価減や、贈与税の非課税贈与とか、いろいろ制度あるから、遺言書だけでなく全体を勉強するのいいわよ。遺言書を書く時に割合で書くと不動産とか分割でもめることもあるので、財産ごとに誰に残すことを明確にするのがいいかもよ。

そうするわ。お父さんの次は自分の番だから、子供たちに迷惑がかからないようにしておきたいのよ。



それが大切。しょせん、お金は死んであの世にもっていけないので、有効に使うに限る。使い道なければお世話になった親戚や施設、学校に寄付するとかもよいかもよ。相続税は国税なので、使い道わからなくなるより、自分で有効に使ってもらう方法を考えるのも一つの手よ。

寄付するほどうちには財産ないと思うけど、万が一の時のためにいずれにしろ備えておかないといけないことは理解できたわ。



何かあったらお手伝いするわよ。相続専門の行政書士、ファイナシャルプランナーとして有料だけど。(笑)

本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ 遺言書を残すメリットや気を付ける点、法的に遺言書で指定できる項目をしっかりと理解しましょう。遺言書を書く人は10人に1人くらいです。争いを避けるためもっと活用されるべきと思います。
- ✓ 遺言書には3種類あり①公正証書遺言、②自筆証書遺言、③秘密証書遺言です。利用割合は①と②では6:1くらいです。③はほとんど利用されていません。特徴を知って選択が必要です。
- ✓ 遺言を準備する場合、法定相続人を確認しましょう。法的に証明できる「法定相続情報一覧図」を作ると戸籍を複数部数集める必要がなく便利です。

遺言書のメリット

- ①被相続人の意思に従って財産を分けることができる。
⇒法定相続分以外でも指定ができますが、遺留分に注意しましょう。
- ②相続人（残されるご家族等）が遺産分割について悩むことがない。
- ③遺産分割協議をして、争族になる可能性を防ぐことができる。
⇒協議には相続人全員の合意が必要で、合意の過程でトラブルになることがあります。
- ④法定相続人以外にも遺産を分け与えることができる。
⇒介護をしてくれた長男の配偶者、内縁の妻、子供の世話になった施設、孫、その他寄付孫が未成年の場合でも、家庭裁判所に特別代理人の請求が不要になります。
- ⑤相続人に未成年者がいる場合も手続が簡単になる。
⇒未成年者は遺産分割協議に直接関与できません。家庭裁判所に特別代理人の請求が必要となり、時間や費用がかかります。遺言書があれば特別代理人は不要になります。
- ⑥相続人がいない場合に、遺産を国にとられずにすむ。
⇒「国庫帰属」を阻止して、少しでも自分の意思を入れて残しましょう。法定相続人でない親族や、その他、お世話になった人、施設に対して残すのもよいでしょう。

遺言書作成時のポイント

遺言書の法的効力範囲（遺言事項）

相続、財産の処分

- ・各相続の相続分の指定
- ・遺産分割方法の指定
- ・遺贈
- ・相続人の取消
- ・信託の設定
- ・死亡保険金の保険金受取人の変更
- ・死後5年以内の遺産分割の禁止

身分に関する事項

- ・子供の認知、相続人の廃除
- ・未成年後見人の指定
- ・遺言執行者、祭祀の承継者の指定 等

付言事項（法的効力はないメッセージ）

- ・遺言者の想い、感謝等

気を付けるべきこと

相続財産と相続人を漏れなく調べる

- ・財産目録作成
- ・預金（一括無）、生命保険照会制度（有）
- ・相続人関係図

民法規定の方形式を満たすこと

遺留分を考慮すること

誰に何を渡すかの明確化

- ・FPや行性書士、司法書士等に相談しながら考えと法形式を満たすようにしましょう。
- ・その上で、公正証書、自筆証書、法務局保管制度を利用します。
- ・相続人が遺言者より先に死亡した場合の予備的文言も考慮しておくといでしょう。

遺言執行者を指定する

- ・相続人や上記専門家に依頼をしましょう。



法定遺言事項（遺言の法的拘束力が生ずる事項）

- 推定相続人の排除、排除の取消し（第893条・894条2項）
- 相続分の指定・指定の委託（第902条）
- 特別受益の持ち戻しの免除（第903条3項）
- 遺産分割方法の指定・指定、遺産分割の禁止（5年未満）（第908条）
- 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき（第1028条1項2号）
- 遺留分侵害額の負担割合の指定（第1047条1項2号ただし書）
- 相続人以外に遺産を取得させる＝遺贈（第964条）
- 認知（第781条2項）、未成年後見人の指定（第839条1項）
- 遺言執行者の指定・指定の委託（第1006条1項）
- 遺言の撤回（第1022条）

遺言書の種類

自筆証書遺言、秘密証書遺言、公正証書遺言の3つの種類があります。

	自筆証書遺言	秘密証書遺言	公正証書遺言
本文	自筆（代筆不可） 捺印（実印でなくてもよいが望ましい）、日付	自筆、代筆、パソコン可 本人の署名、捺印 公証人署名捺印、日付	公証人が口述筆記 遺言者、証人が署名捺印 公証人署名捺印、日付
財産目録	自筆（代筆不可）又は、 パソコン作成可+署名捺印	自筆、署名、捺印 パソコン作成可+署名捺印	公証人が口述筆記
費用、手間	費用は不要だが、自筆の負荷 が大きい	公証人への手数料報酬がか かる	公証人への手数料報酬 手間、時間がかかる
証人	不要	2人以上（同右）	2人以上（未成年者、推定相続人、そ の配偶者、直系尊属等はなれない）
保管	・ 封印後、 自分で保管 ・ 2020.7.10から法務局保管 制度が開始(手数料3900円)	封印後、 公証役場証明後、 自分で保管	原本を 公証役場に保管
検認	・ 必要（自分保管） ・ 不要（法務局保管）	必要 （検認まで開封できな い）	不要

遺言書の種類

自筆遺言書、公正証書遺言書が多い。秘密遺言書は利用されない。

	自筆証書遺言	秘密証書遺言	公正証書遺言
秘密性	本人以外 秘密にできる 発見されないリスクあり	本人以外 秘密にできる (公証人、承認、相続人等に対して)	公証人と証人に 公開
法律要件の無効リスク	要件を満たさないと無効リスクが ある 。専門家に依頼すればほぼない。	要件を満たさないと無効リスクが ある 。専門家に依頼すればほぼない。	無し
確実性	・誤りリスク、発見されないリスクは残るため、専門家を利用することがよい ・法務局保管制度でチェックされ誤りリスクなし、相続開始後、相続人に証明書交付、通知	誤りリスク、発見されないリスクは残るため、専門家を利用することがよい	誤りリスク、発見されないリスクはないので、最も確実
変更	いつでも変更可能	公証人の証明があるため、いつでも変更できない	証人2名、公証人に撤回の申述をし、署名押印。印鑑登録証明書と実印が必要
費用/利用度	不要、専門家を利用すれば必要(5万程度から) /1.8万件(R元年)	11,000円定額/ほとんとなし	財産金額によって手数料 が決まっている。11.3万件(R元年)

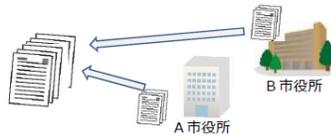
法定相続人の確認

正確に確認するには、法務局で「戸籍謄本」、「除籍謄本」、「原戸籍謄本」をとり、被相続人の法定相続人を確認し、必要に応じ、「相続関係図」を用意しておく。(任意)

法定相続情報証明制度の手続の流れ (イメージ)

① 申出 (法定相続人又は代理人)

①-1 戸除籍謄本等を収集



①-2 法定相続情報一覧図の作成 (参考: 別紙1 (解説付き))



①-3 申出書を記載し, 上記①-1, -2の書類を添付して申出

- ✓ 提出された戸除籍謄本等に記載の情報に限る (放棄や遺産分割協議は対象外)
- ✓ (数次相続発生の場合,) 一人の被相続人ごとの作成



別紙2

(記載例)

法定相続情報番号 0000-00-00000

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地
 最後の本籍 ○県○郡○町○番地
 出生 昭和○年○月○日
 死亡 平成28年4月1日
 (被相続人)
 法務太郎

住所 ○県○市○町○番地
 出生 昭和45年6月7日
 (長男)
 法務一郎 (申出人)

住所 ○県○市○町三丁目45番6号
 出生 昭和47年9月5日
 (長女)
 相続促子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号
 出生 昭和50年11月27日
 (養子)
 法務花子

登記 進

以下余白

一覧図は、登記所において唯一の番号により保管・管理される。

作成日: ○年○月○日
 作成者: ○〇〇士 ○〇 ○〇
 (事務所: ○市○町○番地)

✓ 法定相続情報一覧図の写しは、偽造防止措置の施された専用紙で作成される。

以下のとおり、申出日を含んだ認証文、一覧図の写しの発行日、登記所名等、登記官印、注意事項が印字される。

頁番号及び総頁数が振られる。相続人が多く、法定相続情報一覧図が2枚以上にわたる場合も想定

これは、令和○年○月○日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

令和○年○月○日
 ○〇法務局○〇出張所

登記官

○ ○ ○ ○ 印

注) 本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続以外に利用することはできない。

整理番号S00000

1 / 1

② 確認・交付 (登記所)

- ②-1 登記官による確認, 法定相続情報一覧図の保管
 - ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付, 戸除籍謄本等の返却 (参考: 別紙2 (解説付き))
- ✓ 交付に当たり, 手数料は徴収しない

③ 利用

- ③ 各種の相続手続への利用 (戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に)
- ✓ この制度は、戸籍の束に代替し得るオプションを追加するものであり、これまでどおり戸籍の束で相続手続を行うことを妨げるものではない。
- ✓ 放棄や遺産分割協議の書類は別途必要



相続人 (行政書士) が戸籍謄本等を収集し、作成してから、法務局でお墨付きをもらうイメージです。



業務範囲 ～当相談所で扱相談範囲について～

● 個人様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします。

◆ 家族信託支援

家族信託契約、移行型任意後見契約を作成をします。

● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

※ 英語対応可

◆ テーマ別セミナー